

1/16(月)第6回協議会質疑時のご意見等

	ページ 番号	該当箇所	意見	対応等
1	P4-5	社会福祉法(抜粋)	社会福祉法の文字フォントが小さいのではないかと。	可能な範囲で調整いたしました。 【修正】フォント 9 → 10 へ拡大
2	P55	サクスフォーラムの参加人数	サクスフォーラム参加人数の計画目標値について、前期計画の同数の目標値であるが、講演に著名な方を呼んだこともあり、非常に高い数値となっていた。現在の状況を考えてと厳しい目標値と感ずる。	ご意見を原課に伝え、目標値について再協議・調整を行い、「コロナ禍前のH30度実績 272人+ α 」の300人とした。 【修正】目標値 450人 → 300人 へ変更
3	計画書 全体	掲載イラスト	イラストについては、男女共同参画の視点等に立ったものへ、修正を検討してほしい。 重複するイラストの使用は避けてほしい。	ご意見を踏まえ、「男女共同参画の視点からの表現のガイドライン」を参考に、イラストの差替えや削除を行いました。 【修正箇所等】 P26、47、49、62、69、72、76

(4) 第3期飯塚市地域福祉計画策定に向けて

本市では、平成20年(2008年)に「第1期飯塚市地域福祉計画」を策定して以降、「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」を目指し、「第2期飯塚市地域福祉計画」を平成25年(2013年)に策定し、市民と行政が協働して地域福祉の向上に取り組んできました。

しかしながら、地域の中で生じる課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、行政と市民がそれぞれの役割を果たし、支え合うしくみをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。

そのような状況を踏まえ、「第3期飯塚市地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)では、現在までの基本理念を引き継ぎ、すべての市民を対象とする地域福祉体制を確立し、「地域共生社会」の実現を目指すものとして策定することとしました。

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉

(新)

の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新)

活動目標1 互いに支え合う意識の醸成の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
人権教育・啓発研修会、 講演会等の開催事業 (人権・同和政策課)	研修会、講演会等 開催回数・参加者数	66回 3,353人	280回 12,200人
男女共同参画推進に関 する講演会の事業実施 による意識啓発 (男女共同参画推進課)	サックスフォーラムの参加人数	131人	300人



(旧)

活動目標1 互いに支え合う意識の醸成の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
人権教育・啓発研修会、 講演会等の開催事業 (人権・同和政策課)	研修会、講演会等 開催回数・参加者数	66回 3,353人	280回 12,200人
男女共同参画推進に関 する講演会の事業 実施による意識啓発 (男女共同参画推進 課)	サックスフォーラムの参加人数	131人	450人



(6) まちづくり協議会

まちづくり協議会とは、市内 12 地区に設置された交流センターを拠点として当該地区の市民や活動に賛同する団体で構成される協議会です。地域を代表する組織として福祉、環境、防犯・防災、教育・文化等構成団体のネットワーク化を行い、地域における様々な課題の解決に向けた活動を連携・協力し、社会福祉に関する事業、人権啓発に関する事業、防犯・防災・交通安全その他住民の安全に関する事業、環境美化に関する事業、青少年の健全育成に関する事業、住民のふれあいの場の創出に関する事業などに取り組んでいます。そのうち地域福祉部会では、社会福祉協議会と連携し福祉担当事業や認知症徘徊者・行方不明者が出たと仮定しての電話呼集訓練、認知症徘徊者を発見した時の認知症声かけ訓練・講座や福祉に関する相談窓口の開設などを行っています。

(7)社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に規定された高い公共性を有する民間組織です。飯塚市社会福祉協議会は、日常生活圏域をエリアとする小地域福祉活動、個別支援活動の核となる権利擁護センター事業、市民参加促進の基調となるボランティアセンター事業の充実を 3 つの柱とし、地域福祉の総合的発展を目指しています。

市内全域をカバーする地区(校区)社会福祉協議会は小地域福祉活動推進の要となる組織であり、いきいきサロン、福祉委員研修、ねんりんバスハイク、ひとり暮らし高齢者会食会、ふれあい電話、長寿弁当、グラウンドゴルフ大会、男性料理教室、地区団体助成等の諸活動を、各地区の地域福祉ネットワーク委員会と一体的に展開しています。

(8)NPO・ボランティア

ボランティアとは、より良い社会づくりのために、自発性(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて、技術的な援助や労力の提供等を行う市民のことです。

また、NPO とは、Non Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」として、市民公益活動に取り組む組織(団体)のことをいいます。本市では、令和 4 年(2022 年)10 月 1 日現在で 50 の団体が登録されており、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護等多方面にわたり活動が行われています。

(6)社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に規定された高い公共性を有する民間組織です。飯塚市社会福祉協議会は、日常生活圏域をエリアとする小地域福祉活動、個別支援活動の核となる権利擁護センター事業、市民参加促進の基調となるボランティアセンター事業の充実を 3 つの柱とし、地域福祉の総合的発展を目指しています。

市内全域をカバーする地区(校区)社会福祉協議会は小地域福祉活動推進の要となる組織であり、いきいきサロン、福祉委員研修、ねんりんバスハイク、ひとり暮らし高齢者会食会、ふれあい電話、長寿弁当、グラウンドゴルフ大会、男性料理教室、地区団体助成等の諸活動を、各地区の地域福祉ネットワーク委員会と一体的に展開しています。

(7)NPO・ボランティア

ボランティアとは、より良い社会づくりのために、自発性(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて、技術的な援助や労力の提供等を行う市民のことです。

また、NPO とは、Non Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」として、市民公益活動に取り組む組織(団体)のことをいいます。本市では、令和 4 年(2022 年)10 月 1 日現在で 50 の団体が登録されており、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護等多方面にわたり活動が行われています。



(新)

- 個別地域ケア会議 : 令和3年度 年33回
- 在宅医療・介護連携会議 : 令和3年度 年2回
- 認知症ケア会議 : 令和3年度 年2回
- 生活支援体制推進会議 : 令和3年度 年2回
- 地域包括ケアシステム推進会議 : 令和3年度 年2回



(旧)

- 個別地域ケア会議 : 令和3年度 年33回
- 在宅医療・介護連携会議 : 令和3年度 年2回
- 認知症ケア会議 : 令和3年度 年2回
- 生活支援体制推進会議 : 令和3年度 年2回
- 地域包括ケアシステム推進会議 : 令和3年度 年2回

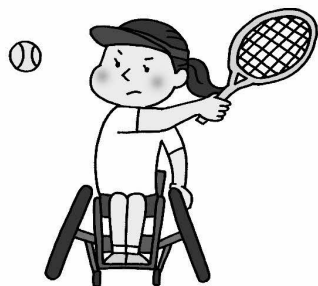


(新)

(6) コロナ禍における地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動が停滞し、交流機会の減少から孤立する高齢者の問題など新たな地域福祉課題が発生しています。

終息の見えないコロナ禍における地域福祉活動推進のためには、感染防止の正しい知識を身に付け、活動の継続・休止の判断や、感染リスク低減を図るため活動内容の見直しを行うなど、その時々状況下に対応した活動を展開することが求められています。



(旧)

(6) コロナ禍における地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動が停滞し、交流機会の減少から孤立する高齢者の問題など新たな地域福祉課題が発生しています。

終息の見えないコロナ禍における地域福祉活動推進のためには、感染防止の正しい知識を身に付け、活動の継続・休止の判断や、感染リスク低減を図るため活動内容の見直しを行うなど、その時々状況下に対応した活動を展開することが求められています。



(新)

基本目標2 支えあう地域づくり

活動目標1 地域における交流活動の促進

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、住民同士のつながりが重要です。そのつながりをつくるために様々なイベントを行っていますが、新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントを中止した地区があったり、実施した地区でも例年より参加者が減少しているところが多くなっています。また、役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がいなくなってきた状況にあります。更に、交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しいという課題も出てきています。

取り組みの方向性

市民のワクチン接種が進んでおり、自主的な感染防止対策も日常化されてきていることを踏まえ、地域主催による交流事業、また行政との協働による交流事業を通して、地域内の様々な人たちが交流できる機会を創出します。地域とのつながりを広げるために、地域、事業所や社協、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、交流、参加、学びの機会を生み出す活動や人のコーディネート、地域活動活性化を展開し、地域づくりを進めていきます。地域づくりを通じて、隣近所や地域の人たち同士でのかかわりを深め、孤立する人をつくらぬ地域づくりを進めます。

第4章

(旧)

基本目標2 支えあう地域づくり

活動目標1 地域における交流活動の促進

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、住民同士のつながりが重要です。そのつながりをつくるために様々なイベントを行っていますが、新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントを中止した地区があったり、実施した地区でも例年より参加者が減少しているところが多くなっています。また、役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がいなくなってきた状況にあります。更に、交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しいという課題も出てきています。

取り組みの方向性

市民のワクチン接種が進んでおり、自主的な感染防止対策も日常化されてきていることを踏まえ、地域主催による交流事業、また行政との協働による交流事業を通して、地域内の様々な人たちが交流できる機会を創出します。地域とのつながりを広げるために、地域、事業所や社協、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、交流、参加、学びの機会を生み出す活動や人のコーディネート、地域活動活性化を展開し、地域づくりを進めていきます。地域づくりを通じて、隣近所や地域の人たち同士でのかかわりを深め、孤立する人をつくらぬ地域づくりを進めます。

第4章



(新)

活動目標3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり

現状と課題

経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。生活上の困難を抱える人の多くは、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が求められています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があり、地域の見守りを充実させることにより課題を早期に発見し、適切な支援につなぐための相談支援体制の整備が必要となってきました。

しかし、地域での見守りの中心的役割を担う民生委員・児童委員も高齢化しており、業務の負担感が増えています。更に、見守りを行う上でも、認知症や認知症の人の徘徊等の情報が不足しており、児童虐待の把握についても非常に困難になっています。

取り組みの方向性

隣近所や自治会などにおいて、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯等、地域で支援が必要な人を複数の地域住民らで見守る活動を支援します。住民の生活の中の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有できるよう環境を整え、住民が助け合いながら、ボランティア、NPO、専門職等と連携し、解決に向けた取り組みが行えるよう、専門的な支援の充実を図ります。複雑化・多様化した課題を抱えた中で、適切な支援を受けることができていない人を行政や関係機関・関係団体・地域組織・地域住民の連携により把握し、適切な支援につなげるためのしくみづくりを進めます。

また、中・長期的な支援が必要とされる場合に本人と支援者がつながり続けることができるアプローチを行うことで伴走支援ができる体制を整えます。



(旧)

活動目標3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり

現状と課題

経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。生活上の困難を抱える人の多くは、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が求められています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があり、地域の見守りを充実させることにより課題を早期に発見し、適切な支援につなぐための相談支援体制の整備が必要となってきました。

しかし、地域での見守りの中心的役割を担う民生委員・児童委員も高齢化しており、業務の負担感が増えています。更に、見守りを行う上でも、認知症や認知症の人の徘徊等の情報が不足しており、児童虐待の把握についても非常に困難になっています。

取り組みの方向性

隣近所や自治会などにおいて、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯等、地域で支援が必要な人を複数の地域住民らで見守る活動を支援します。住民の生活の中の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有できるよう環境を整え、住民が助け合いながら、ボランティア、NPO、専門職等と連携し、解決に向けた取り組みが行えるよう、専門的な支援の充実を図ります。複雑化・多様化した課題を抱えた中で、適切な支援を受けることができていない人を行政や関係機関・関係団体・地域組織・地域住民の連携により把握し、適切な支援につなげるためのしくみづくりを進めます。

また、中・長期的な支援が必要とされる場合に本人と支援者がつながり続けることができるアプローチを行うことで伴走支援ができる体制を整えます。



(新)

活動目標3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくりの計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク (高齢介護課)	登録者数	86人	100人
民生委員・児童委員の認知度 (社会・障がい者福祉課)	市民アンケート調査で、「地区の民生委員・児童委員を知っている」と回答した割合	26.7%	50%
「手助けできる」と思うこと	市民アンケート調査で、地域で「安否確認の声かけ」が手助けできると思うと回答した割合	65.2%	70%
	市民アンケート調査で、地域で「高齢者の見守り」が手助けできると思うと回答した割合	41.0%	70%



(旧)

活動目標3 地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくりの計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク (高齢介護課)	登録者数	86人	100人
民生委員・児童委員の認知度 (社会・障がい者福祉課)	市民アンケート調査で、「地区の民生委員・児童委員を知っている」と回答した割合	26.7%	50%
「手助けできる」と思うこと	市民アンケート調査で、地域で「安否確認の声かけ」が手助けできると思うと回答した割合	65.2%	70%
	市民アンケート調査で、地域で「高齢者の見守り」が手助けできると思うと回答した割合	41.0%	70%



(新)

活動目標 2 包括的な支援体制の構築

現状と課題

既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられ、そのような場合、社会的に孤立し、自ら助けを求められない状況にあることが多くあります。

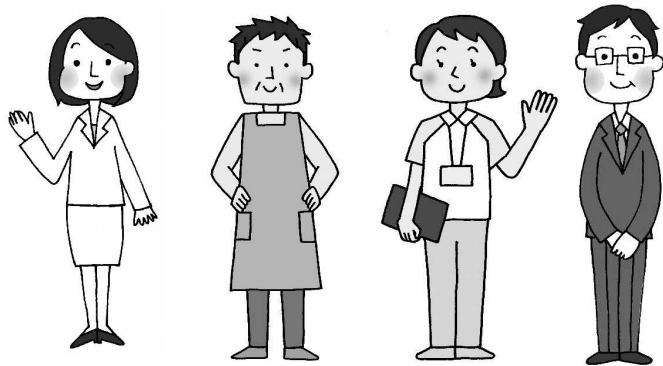
団体ヒアリング調査においても、そうした人をどのように支援に結び付けるかということが指摘されています。上記のような問題に関しても、地域の団体と福祉団体が連携することで、早期に発見、支援につなげることができるのではないかと指摘がされています。

また、市民アンケート調査、団体ヒアリング調査においても、気軽に相談でき、1カ所で相談が済むような「総合相談窓口」の設置が期待されています。

取り組みの方向性

属性や世代を問わず包括的に相談を受けとめるいわゆる「断らない相談支援」を実施する包括的な相談支援体制の構築が求められています。

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。



(旧)

活動目標 2 包括的な支援体制の構築

現状と課題

既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられ、そのような場合、社会的に孤立し、自ら助けを求められない状況にあることが多くあります。

団体ヒアリング調査においても、そうした人をどのように支援に結び付けるかということが指摘されています。上記のような問題に関しても、地域の団体と福祉団体が連携することで、早期に発見、支援につなげることができるのではないかと指摘がされています。

また、市民アンケート調査、団体ヒアリング調査においても、気軽に相談でき、1カ所で相談が済むような「総合相談窓口」の設置が期待されています。

取り組みの方向性

属性や世代を問わず包括的に相談を受けとめるいわゆる「断らない相談支援」を実施する包括的な相談支援体制の構築が求められています。

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。

